被扶養者の認定に必要な証明書類の一覧表

○は必須　●は該当するものを添付してください。

証明書の種類 / 被扶養者の内訳		(1) 在学証明書	(2) 収入証明書	(3) 住民票（続柄記載）	(4) 戸籍謄本	(5) 仕送り証明書	(6) 生計維持関係現況書	(7) 配偶者の収入証明書（夫婦共働き）
被保険者と同居	＊配偶者		○					
	＊16才以上の子で昼間学生の者（養子を含む）	○			養子 ○			○
	＊16才以上の子で学生以外の者（養子を含む）		○		養子 ○		○	○
	＊被保険者の父母（養父母を含む）		○		養父母 ○		○	○
	＊祖父母・孫・弟妹・兄姉	●	○	○			○	○
	＊上記以外の被扶養者 義父母・叔父・叔母・甥・姪	●	○	○			○	○
	＊内縁の配偶者		○	○	双方の戸籍謄本 ○			
被保険者と別居	＊配偶者		○			○		
	＊16才以上の子で昼間学生の者（養子を含む）	○			養子 ○			○
	＊16才以上の子で学生以外の者（養子を含む）		○		養子 ○	○	○	○
	＊被保険者の父母（養父母を含む）祖父母・孫・弟妹・兄姉		○	○	それぞれの世帯 ○	○	○	

※20歳以上60歳未満の配偶者を扶養申請される場合は、日本年金機構へ「国民年金第3号被保険者関係届」が必要です。

注1: 16歳未満の子は、原則上記証明書等は必要ありません。

注2: 被扶養者認定の際には、個人番号の記載は必須となります。
記載が無い場合は確認のため処理が遅れる場合がありますので、記載漏れがないようにお願いいたします。

(1)在学証明書　「在学証明書」 または 「学生証の写し」

(2)収入証明書　給与収入、各種年金、恩給、家賃収入、農業収入等すべての収入を含む下記の書類

【収入を明らかにする書類】

a. 無職　「非課税証明書(市区町村長等が証明するもの)」

b. 退職に伴う申請　「離職票」 もしくは 「資格喪失証明書」

c. 給与収入　「直近3か月分の給与明細の写し」もしくは 「雇用契約書の写し」
(※非課税交通費も収入に含まれます)

d. 年金収入　「直近の年金振込通知書の写し」 もしくは 「直近の年金改定通知書の写し」

e. 失業給付　「雇用保険受給資格者証の両面の写し」

f. 傷病・出産手当金　「傷病手当金支給決定通知書の写し」「出産手当金の支給決定通知書の写し」

g. 個人事業主　「直近の申告済みの確定申告書の写し」 及び
経費のわかる書類 「収支内訳書の写し」 または 「青色申告決算書の写し」

※ 経費についての注意点

収入から差し引く経費は、税法上認められている経費ではなく、事業をするにあたって必要最低限の直接的必要経費に限ります。

※ 個人事業を廃業した場合は「廃業届での税務署確認印のある写し」

(3)住民票　続柄記載のある世帯全員の住民票
外国籍の場合は在留資格記載の住民票

(4)戸籍謄本　養子・養父母、または住民票で続柄確認が取れない等、組合が必要とした場合

(5)仕送り証明書　被保険者から被扶養者への送金額が確認できる 「銀行振込明細」 または 「通帳の写し」

※手渡しは認められませんのでご注意ください。

※下記の理由により別居している場合は同居とみなしますので、仕送りを証明する添付書類は必要ありません。

a. 単身赴任・3か月以上長期出張　b. 子供の進学(県外の高校や大学)　c. 里帰り出産　d. 介護による別居 e. 長期入院・病気療養　f. 介護老人福祉・保険施設、特別養護老人ホーム、 障害者更生施設

(7)配偶者の収入証明書　夫婦共働きで扶養する場合は配偶者の収入を確認できる書類が必要です。
「直近の源泉徴収票の写し」 及び 「直近の給与明細の写し」
(自営業の場合)
「直近の申告済みの確定申告書の写し」 及び
経費のわかる書類 「収支内訳書の写し」 または 「青色申告決算書の写し」
※被保険者の被扶養者として加入している場合は添付書類は不要です。

(その他)　60才未満で障害者の方は、障害者手帳の写しの添付が必要です。

被扶養者の状況は、個別に異なりますので、上記のほかにも証明書類などを提出していただく場合もあります。

海外に在住し日本国内に住所を有さない方の扶養認定について

対象者には日本国籍を持ち海外に在住している方も含みます。

扶養申請の際に異動届に添付していただく確認書類

日本国内に住所を有さない方については原則被扶養者とすることはできません。
ただし、日本国内に住所がない場合でも海外留学等、国内に生活の基礎があると考えられる場合は、国内居住要件を満たしているものとして取り扱います。この場合は被扶養者異動届に
1. 国内居住要件の例外事由に該当する確認書類　2. 身分関係の確認書類　3. 生計維持関係の確認書類を添えて提出してください。

1. 国内居住要件の例外事由該当の確認

国内居住要件の例外に該当することが確認できる書類を添付してください。

2. 身分関係の確認

被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類を添付してください。

3. 生計維持関係の確認

①被保険者と扶養される方が別居の場合

・扶養される方の収入状況が確認できる 次のいずれかの書類を添付してください。
【収入がある場合】公的機関又は勤務先から発行された収入証明書
【収入がない場合】収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
・被保険者から扶養される方への仕送り額等が確認できる書類として、金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写しを添付してください。

※扶養される方の年間収入が被保険者からの年間の仕送り額未満であることが必要です。

②被保険者と扶養される方が海外で同居の場合

・扶養される方の収入状況が確認できる 次のいずれかの書類を添付してください。
【収入がある場合】公的機関又は勤務先から発行された収入証明書
【収入がない場合】収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類
・被保険者と同居していることが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

※外国語で作成されている書類は、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

※新規に認定を受けるときのほか、現在認定中の方も再認定時には同様の書類の提出が必要となります。

準ずる書類とは、国や地域により必ずしも形態や記載内容が一致するものでないことから、提出された書類により個別に判断することとなります。
通知に示されていない事例や提出された書類が準ずる書類に該当するものか等についてはその都度、厚生労働省保険局保険課と協議する必要がありますので、認定までに日にちを要します。

セメント商工健康保険組合（R6.12）

海外に在住し日本国内に住所を有さない被扶養者の認定に必要な資料の参考例

1. 国内居住要件の例外事由に該当する確認書類

例外該当事由		国内居住要件の例外事由に該当する確認書類の例
①	外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

2. 身分関係の確認書類

国名	身分関係 を確認する書類の例
中国	・親族関係証書（続柄など） ・住民戸籍簿（住所） ただし、自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	・家族関係証明書（日本の戸籍謄本にあたるもの） ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
フィリピン	・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
ベトナム	・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書（配偶者の場合） ・出生証明書（親子関係の場合）
ブラジル	・領事館発行の婚姻証明書

3. 生計維持関係の確認書類

国名	収入を確認する書類の例
中国	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・自治体発行の無収入証明書 ただし 自治体により対応が異なる可能性有り
韓国	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・管轄税務署発行の無所得証明書
フィリピン	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体窓口などで個別対応の可能性
ベトナム	(収入がある場合) ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体窓口などで 個別対応の可能性